

青森市子どもの権利擁護委員等について

1 子どもの権利擁護委員

・委員の職務

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申し立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査の結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行う。

・擁護委員

①沼田法律事務所 弁護士 沼田 徹 氏

②弘前大学教育学部准教授 小林 央美 氏

③青森県臨床心理士会 会長 関谷 道夫 氏

・委嘱期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 調査相談専門員

・専門員の職務

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行う。

・専門員

①赤木光子氏 職歴：県立高校養護教諭 21 年等

②佐藤実花氏 職歴：児童養護施設児童指導員 5 年等

③小林直子氏 職歴：児童虐待相談員 2 年等

・委嘱期間

平成 25 年 4 月 22 日～平成 26 年 3 月 31 日

3 子どもの権利侵害に関する相談機関

・名称 青森市子どもの権利相談センター

・開設場所 青森市総合福祉センター2階 青森市中央3丁目16番1号

・開設日 平成 25 年 5 月 1 日

・相談時間 原則、月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 6 時（土日・祝日・年末年始を除く）

・相談方法

- ①窓口相談 子どもの権利相談センターで相談
- ②電話 みんなをむすぶ 0120-370-642（フリーダイヤル）
- ③ファックス 017-763-5678
- ④メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙 開設場所に同じ
- ⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談（土日・祝日を含む）

・周知方法

- ①4 月中に相談センター開始のお知らせチラシを市内の小中学校の児童生徒に配付
- ②5 月 1 日号広報あおもりやホームページを通じて周知
- ③6 月中にリーフレットと携帯用カードを配付予定